

保存期間 5年

通達乙地第151号

令和7年4月1日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察用船舶運用要領の改正について

茨城県警察用船舶の運用については、茨城県警察用船舶運用要領（令和2年3月27日付け通達乙地第10050号別添）により実施しているところであるが、この度、船舶の配備所属の変更等に伴い、同要領の一部を改め、別添のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察用船舶運用要領の改正について（令和2年3月27日付け通達乙地第10050号）は廃止する。

記

主な改正点

- 1 茨城県警察用船舶「しらうめ」の配備先を神栖警察署に改めた。
- 2 「しらうめ」の運用水域に利根川及び新利根川を新たに追加した。
- 3 広域的に運用する場合において、地域部地域課長が当該水域を管轄する警察署長へ通知を行うこととした。
- 4 警察用船舶の保管方法に陸上艇置を追加した。

別添

茨城県警察用船舶運用要領

1 趣旨

この要領は、茨城県警察における警察用船舶（以下「船舶」という。）の運用に
関し必要な事項を定める。

2 準拠

船舶の運用については、海事法令に定めるものほか、この要領の定めるところ
による。

3 定義

この要領において船舶とは、茨城県警察が保有する船舶のうち、神栖警察署に配
備する「ときわ」及び「しらうめ」をいう。

なお、「ときわ」を主船とし、「しらうめ」は副船とする。

4 指導監督上の留意事項

地域部地域課長（以下「地域課長」という。）及び船舶が配備された警察署長（以
下「配備署長」という。）は、船舶の乗務員（以下「乗務員」という。）の指導監
督に当たっては、勤務実態、能力、経験等に応じて具体的に行い、常にその結果を
確認するとともに、関係法令、気象、海象、船舶の運航等に必要な知識及び技能を
習熟させるよう努めなければならない。

5 運用方針

(1) 地域課長は、配備署長と連携して船舶の特性が発揮されるよう総合的な運用を
図るものとする。

(2) 配備署長は、事件、事故等の時間的、季節的発生状況等を考慮し、船舶の計画
的かつ重点的な運用に努めるとともに、船種に応じて広域的な運用に配意するも
のとする。

(3) 配備署長は、自署の管轄する水域（以下「管轄水域」という。）のほか、次に
掲げる水域においても船舶を運用することができる。

ア ときわ 神栖市から北茨城市までの沿岸区域

イ しらうめ 霞ヶ浦、北浦、利根川、新利根川、常陸利根川、外浪逆浦及び鰐
川の全域

(4) 船舶を管轄水域以外の水域において運用する場合は、地域課長が当該水域を管

轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）に通知するものとする。

6 任務

乗務員は、次に掲げる任務の遂行に当たる。

- (1) 犯罪の予防検挙
- (2) 水難防止のための指導、警告及び広報
- (3) 水難者の救助及び病人等の保護
- (4) (1)から(3)までのほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた事項

7 広域運用計画

配備署長は、5(2)の規定に基づき、管轄水域のほか、広域的に船舶を運用するに当たり、事前に地域課長及び管轄署長と調整した上で、月ごとに警察用船舶広域運用計画（別記様式第1号）を策定するものとする。

8 派遣

- (1) 本部長は、必要があると認めるときは、配備署長に対し、県外の水域へ船舶の派遣を命ずるものとする。
- (2) 管轄署長は、船舶の派遣を求めようとする場合は、船舶派遣申請書（別記様式第2号）により、地域課長を経由して本部長に申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により派遣を求めることができる。

管轄署長は、船舶の派遣を求めた場合は、原則として自署の警察官を乗船させるものとする。

9 事件の引継ぎ

配備署長は、管轄水域以外で取り扱った事件・事故を、管轄署長に引き継ぐものとする。

10 係留等の措置

- (1) 乗務員は、船舶を航行しないときは、所定の場所に船舶を係留又は陸上艇置しておかなければならぬ。ただし、寄港地の場合は、安全で、他の船舶の航行の妨害とならない場所に係留し、かつ緊急の出動に容易に対処し得る状態で係留するものとする。
- (2) 乗務員は、気象状況その他の事情により、船舶の保全上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず安全な場所に船舶を退避させるなど所要の措置を

講じなければならない。

11 事故報告

配備署長は、海難事故、天災事故その他の理由により船舶が損傷したときは、速やかに地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

12 定期報告

(1) 配備署長は、警察用船舶広域運用計画について、前月末日までに地域課長を経由して本部長に報告すること。

(2) 船舶の活動結果については、警察用船舶の出動日数、出動時間及び休船日数（別記様式第3号）及び法令別、自主・協力別犯罪の検挙・警告及び保護その他の取扱状況（別記様式第4号）により、翌月の5日までに地域課長を経由して本部長に報告すること。

13 その他

この要領に定めるもののほか、船舶の運用に関し必要な事項は、地域課長が別に定める。

〈様式略〉